

筆界特定をした旨の公告

下記の筆界特定の手続について、筆界特定をしたので、不動産登記法第144条第1項の規定により、公告する。

令和6年6月7日

和歌山地方法務局 筆界特定登記官

記

筆界特定手続の表示

手続番号 令和5年第4号

対象土地 海南市黒江字北ノ町445番

同 所 442番1

手続番号 令和5年第5号

対象土地 海南市黒江字北ノ町445番

同 所 445番先水路